

平成27年度

第1回倉浜衛生施設組合議会定例会
会議録

平成27年 8月 17日 開 会
平成27年 8月 17日 閉 会

場 所 ： 倉浜衛生施設組合 管理棟 3階大会議室

平成 27 年度
第 1 回

倉浜衛生施設組合議会定例会会議録

平成 27 年 8 月 17 日 (月) 午前 10 時 30 分開会

議事日程 第 1 号

平成 27 年 8 月 17 日 (月)

午前 10 時 30 分開議

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

自 平成 27 年 8 月 17 日

1 日間

至 平成 27 年 8 月 17 日

第 3 報告第 1 号

平成 26 年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の
報告について

第 4 認定第 1 号

平成 26 年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第 1 号

平成 27 年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算 (第 1 号)

第 6 報告第 2 号～第 8 号

例月現金出納検査の結果報告について

第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

出席議員 (11 名)

1 番	小浜守勝	議員	8 番	諸見里宏美	議員
3 番	島袋邦男	議員	10 番	宮城勝子	議員
4 番	新里治利	議員	12 番	屋良千枝美	議員
5 番	高橋 真	議員	13 番	仲地泰夫	議員
6 番	浜比嘉勇	議員	14 番	宮里 廣	議員
7 番	前宮美津子	議員			

欠席議員 (3 名)

2 番	島田 茂	議員	9 番	宮城 克	議員
11 番	宮城 司	議員			

説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者	桑江朝千夫	次長兼総務課長	町 田 均
副 管 理 者	佐喜眞 淳	業務第一課長	宮 里 学
副 管 理 者	野 国 昌 春	業務第二課長	新本耕太郎
事務局長	大庭隆志		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総務係長	町 田 洋 人	主 事	金城栄子
主 査	内 間 智 恵		

●新里治利議長

おはようございます。ただ今から、平成27年度第1回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は11名でございます。島田茂議員、宮城克議員、宮城司副議長から欠席の届出がなされております。

定足数に達しており、会議は有効でございますので早速会議に入ります。

それでは開会の御挨拶を管理者にお願いします。

桑江朝千夫管理者。

●桑江朝千夫管理者

おはようございます。

平成27年度第1回倉浜衛生施設組合議会（定例会）を開会するにあたりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、週初めのお忙しい中、大切なお時間をお繰り合わせ頂きましてご出席を賜りましたことに対し、誠に感謝を申し上げます。

さて、今定例会に上程致しております、案件につきましては、

『平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について』

『平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について』

『平成27年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）』

の3件となっております。

案件の内容につきましては、事務局の方から、ご説明させて頂きたいと存じますが、なにとぞ慎重なるご審議を頂きましてご議決賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

●新里治利議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては、会議規則第70条によって議長の指名となっておりますので指名いたします。

5番議員高橋真議員、10番議員宮城勝子議員の両名を会議録署名議員に指名をいたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時32分）

●新里治利議長

再開いたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●新里治利議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

日程第3、報告第1号 平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について議題といたします。当局の説明を求めます。

●浜比嘉勇議員

議長休憩をお願いします。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩（午前10時33分）

再開（午前10時34分）

●新里治利議長

再開いたします。当局の報告の前に私の不手際がございまして、皆様に一言謝罪を申し上げたいと思います。本日、10時の開会に間に合わすことが出来ずに、管理者を含め議員の方々の皆様には、大切な時間を本員の不届きの至らぬ行動の所為で遅くなってしまって申し訳ございません。以後こういう事がないように気を付けてまいりますので、本日は一つよろしくをお願いします。すみませんでした。

当局の報告を求めます。

●大庭隆志事務局長

報告第1号 平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書を調製したので報告します。

平成27年8月17日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江朝千夫

次のページをお願いいたします。

平成26年度 倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書
款、項、事業名、金額の順にご説明申し上げます。

3款衛生費、1項清掃費、事業名1・2・3号系ガス化炉・溶融炉・ボイラー耐火物修繕整備、金額1億3,003万2,000円、翌年度繰越額同じく1億3,003万2,000円、財源内訳につきましては、全額一般財源でございます。

次にスラグ分離コンベアK1, K2, K3修繕整備、金額1,609万2,000円、翌年度繰越額同じく1,609万2,000円、財源内訳につきましては、全額一般財源でございます。

次に合計額、1億4,612万4,000円、翌年度繰越額同じく1億4,612万4,000円、財源内訳全額一般財源の1億4,612万4,000円でございます。

平成27年5月31日 調製

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江朝千夫

なお、同繰越明許費による同事業につきましては、平成27年4月28日に事業を完了していますことを合わせてご報告申し上げます。

以上でございます。

●新里治利議長

当局の報告を終わります。ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

浜比嘉 勇議員。

●浜比嘉 勇議員

少しでもお聞かせをお願いしたいと思います。平成26年度の繰越明許費の中で清掃費、事業名が1・2・3号系ガス化炉・溶融炉・ボイラー耐火物修繕整備、4月28日に全部終わったというお話であります。本来であればこれは何月頃までに終わらず予定で予算は計上されていたんですか。遅れた理由をお願いします。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

浜比嘉議員のご質疑にお答えいたします。まず、1・2・3号系ガス化炉・溶融炉・ボイラー耐火物修繕整備についてでございますけれども、本来は昨年度3月21日が工期でございました。今回、繰越の手続きを踏まえまして、4月30日を新たな工期として先ほど説明申し上げましたように4月28日に事業が完了しております。また、スラグ分離コンベアK1, K2, K3修繕整備事業につきましても、同じく本来の工期につきましても、3月21日でございまして、終了につきましても、繰越後、同じく4月28日に終了を致しております。なお、繰越となりました理由につきましても、昨年9月に1号スラグ分離コンベアのチェーンの破断、10月に2号スラグ分離コンベアのチェーンの破断による故障と想定外の故障が重なりまして、約800トンのごみ処理が滞っていたものでございます。このような状況の中で年末年始のごみ搬入量の多い時期にごみ収集に対し、大きな支障をきたすと判断致しまして、着手していた2号炉の整備を一時中断致しまして、3炉運転を実施した結果、工期の延長として繰越となったものでございます。以上でございます。

●新里治利議長

浜比嘉 勇議員。

●浜比嘉 勇議員

昨年9月にチェーン等が破断したという説明であります。倉浜議会は基本的に年2回しか開催されていないわけですね。そうすると、9月にチェーン等が破断した。その後、予算更正を含めて、この修理代の議会がいつ行われたんですか。9月以降でしょう。一般会計からの持ち出し分だから、いわゆる議会を開いて、議会で承認しないとこの予算は付かないはずですよ。だからいつの議会でチェーン等が破断の予算を計上して議会をお願いして、議会がじゃあ破断しているから急いで修繕すべきだということを決して、いつまでやる3月21日までにというふうなことですが、この修繕の計画等は3月21日までじゃなくて、800トンのごみが残ったわけですから、それを処理するには、やはり計画的な急いでの修繕と残った800トンの1日も早い処理をしなければいけないということがあるわけですね。だからその辺のことを正確に報告してください。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

浜比嘉議員からの主として繰越の手続き等についてのお話、ご質疑だと思いますが、まず、繰越の手続きにつきましても、平成27年1月19日開催の臨時議会におきまして、繰越明許費として1・2・3号系ガス化炉・溶融炉・ボイラー耐火物修繕整備並びにスラ

グ分離コンベアK1, K2, K3修繕整備事業の事業費の繰越手続きが行われております。

その後工期の延長手続きを致しまして、対応しているところでございます。以上でございます。

●新里治利議長

浜比嘉 勇議員。

●浜比嘉 勇議員

平成27年1月、今年1月に議会を開催して、このチェーン等の修理の議会で補正を求めたわけですね。議会で承認を受けて、3月21日という工期でその修繕を依頼したわけですね。なぜ出来なかったのか。なぜ、4月28日までになったのか。この800トンというごみはそのまま半年近く放棄されていたわけですね。この修理の計画がしっかりやっていたかどうか。その辺がよく見えない。ちょっと勉強させてください。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

修理についての工期とごみ量の問題だということでございますが、当初予定しておりました修繕整備につきましては、先ほど申し上げましたように、9月にスラグ分離コンベアのチェーンの破断の修繕また、10月に同じくチェーンが破断いたしまして、それが止まることによって、800トンのごみ処理が怠った事実に基づきまして、通常の整備事業として更に炉を止めますと、更にごみ処理が滞るという形で、先ほどご説明申し上げたところでございます。最終的には、その破断の修繕については、早急に対応致しまして、3炉で運転を実施した結果、ごみ処理が適正に行われたところでございます。当初の3月21日の工期というのは繰越前の工期でございまして、先ほど申し上げましたように1月19日の繰越の手続きを踏まえまして、4月30日に新たに工期を設定して対応させていただいたところでございます。

●新里治利議長

浜比嘉 勇議員。

●浜比嘉 勇議員

この1億6,000万円という修繕費は、メーカーである、どことは言わないけど、メーカーがやっているはずですよ。随意契約で造ったところが、いつまでだったら出来ますよということで事務調整はされているはずですよ。それが1月あまり遅れたというのは、理解が出来ないわけですよ。なぜそういうふうに1月あまり遅れたのか。1日も早く800トンのごみを処理しなければいけない。いつもやっているメーカーがこれだけだったら私どもでやりますよということで、他にも見積もりも出してない。随意契約でしょう。その辺が疑問が残るんですよ。言っていることはわかるか。自分達が造ったものをこういうふうなベルトコンベアとか等々がちょっと損傷したというチェーン等が切れてね、1月余りの伸びるということは、私ども議会側からすれば、大いに疑問。3月いっぱいまで3月21日までは、ちゃんと出来ますよというふうな確認を取って、予算を計上して、その執行にあたったはずだけど、やっぱりやって見たら、遅れたと。それは事務局側からすれば全部そこに丸投げするわけですから、受けた会社が企業が急いでやろうがゆっくりやろうがあっちの勝手だわけさ、全部向こうに丸投げしすぎるのではないかと申し上げたいんですよ。

皆さんのほうから事務局のほうから、いやいや3月21日までに工期をちゃんと守ってもらえないから、困るから、守ってもらわないと困るから、遅れた場合は遅延金取りますよとか。等々はあったの。ないでしょう。本来であれば、1億6,000万円といったら、大きな多額の修繕費ですから遅れた場合は、市民に或いは構成する3市町に大変迷惑が掛かるから、1日当たり幾らの遅延金を支払いしてもらわないといけないということを言わないといけない。だから、ゆっくり3月に出来ないから4月にしかやりませんよというふうな状況で推移しているのではないかと。本員は推察しているわけですよ。全部メーカー側に丸投げしすぎる。どうなんですかその辺は。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

失礼しました。まず浜比嘉議員のご質疑でございますが、繰越となった元々の理由となりますけれども、先ほど申し上げましたように9月のスラグ分離コンベアのチェーンの破断また、10月のスラグ分離コンベアのチェーンの破断がございましたが、その修繕整備につきましては、県内企業のほうに急ぎ発注を掛けて対応していただいているところでございます。

そもそもの今回のコンベアのチェーンの破断につきましては、今回予定されておりましたスラグ分離コンベアK1, K2, K3修繕整備また1・2・3号系ガス化炉・熔融炉・ボイラー耐火物修繕整備の中に含まれておりませんので、既にそれを着手しておりました2号炉の整備について、一時中断をしていただきまして、3炉運転をしていただき、ごみ処理をお願いしてきたところでございます。

●新里治利議長

浜比嘉 勇議員。

●浜比嘉 勇議員

県内企業というふうなお話が事務局長から出てきたんですね、このベルトコンベアの修理を県内企業は出来るんですか。ことあるごとに当局はメーカーでないとだめだということを目にたこができるほど聞いているわけですよ。これは大丈夫なんですか。ベルトコンベアとかは。他のチェーンは。要するにメーカー敢えて名前は言いませんが。メーカー以外でも修繕は大丈夫だったということで理解していいの。どこまでが、メーカーが修繕できて、どこから要するに他の業者がその倉浜の修繕が出来るか。その辺が良く分からない。本当に県内の、メーカー以外の業者が修繕したんですか。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

浜比嘉議員からのご質疑にお答えいたします。今回の修繕についてのメーカーの対応範囲ということで理解しておりますけれども、まず今回の繰越となりました事業は、先ほど申し上げましたように、1・2・3号系ガス化炉・熔融炉・ボイラー耐火物修繕整備の1億3,003万2,000円につきましては、ご指摘がございましたようにメーカーのほうの対応となっております。

その熔融炉・ボイラー耐火物修繕整備につきましては、重要な機械設備としての修繕整

備ということでメーカー側の対応ということで契約施工いただいております。

また同じくスラグ分離コンベアK 1, K 2, K 3 修繕整備事業ということにつきましても、同じく繰越の手続きを取りまして、対応いただいておりますけれども、この部門につきましても、間違いなく県内企業での対応が行われております。

●新里治利議長

浜比嘉 勇議員。

●浜比嘉 勇議員

要するに1億3,000万円という1号、2号、3号のガス化炉・溶融炉・ボイラー耐火物修繕整備の1億3,000万円は、メーカーがしかやってないと、スラグ分離コンベアK 1, K 2, K 3 修繕整備は、県内企業が出来たということですよ。なぜ県内企業が出来たのか。その理由を教えてください。そして、上の1億3,000万円の数字は、どこがその数字を組み立てたのか。いわゆる見積書を取ったのか。何社から取ったのか。この修繕には、1億3,000万円掛かるんですよ。メーカーからも当然取ったはずですよ。その他に何社から取ったのか。言い値なのかね。言いたいのは。メーカー側の言い値なのか。事務局のほうには、そういう専門家はいないはずですから、こういう修繕をするときには、幾ら掛かるという見積もりが出来た人はいないはず。下のほう1,600万円余りの修繕費については、何社から見積もりを取ってどこに決めるということになったのか。それぞれ正確に報告してください。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩（午前11時02分）

再開（午前11時02分）

●新里治利議長

再開いたします。

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

浜比嘉議員のご質疑にお答えいたします。まず、1号、2号、3号のガス化炉・溶融炉・ボイラー耐火物修繕整備事業についてでございますが、何社から見積もりを取ったのですかというご質疑でございますが、メーカーさんの1社のみでございます。その理由としまして、当該施設については、プラントメーカーの技術とノウハウが蓄積された特殊な設備であり、高度に機械化、システム化された有機的な高度を持つ、当組合の発電施設の一部でございます。よって、一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準、並びに電気事業法第55条の規定による技術基準を確保するために高度な識見及び経験、技能を有した業者に修繕を行わせることが必要であるという判断でのメーカーさんへの委託でございます。

また、他の業者に施工させた場合、設計施工メーカーと、他の施工業者との間の責任の所在が不明確になると瑕疵の判定、保障を担保することが困難になることが予想されることからメーカーさんへの修繕契約ということになっております。

また、スラグ分離コンベアK 1, K 2, K 3 修繕整備につきましても、県内数社による入札で対応いただいております。

●新里治利議長

浜比嘉 勇議員。

●浜比嘉 勇議員

問題ない。メーカーの言い値なのよ。1億3,000万円。これだけ掛かりますよと、専門性もあるメーカーが造ったから、信頼もしなければいけない。等々技術的なこととか。今事務局長がお話されておりましたけれども、これだけ掛かるんだということで、向こうから請求があった場合。いわゆる倉浜側としては、これだけでいいんだと。誰が判断し、専門家は誰もいないわけよね。1億3,000万円掛かるんだから、「むこうが言ってるから仕方が無いと1億3,000万円払えと。」これは第三者機関みたいなものを作って、本当にこれがこれだけ掛かるんだというような、議論もなされずに、言い値で請求通りに、修理が終わったからお金を支払いする。こんなの他のところでは考えられないですよ。少なくとも他の場合は、数社から見積もりを取って、それぞれ議論をしてもらって、安いところをお願いするんですよ。倉浜の場合は、もうちょっと大きい修理を要する場合は、メーカーでないとだめだというふうなことで、今までずっと来ているように思う訳ですね。メーカーでないと信頼出来ませんから。また、メーカー側もそういう、他のものが、他の業者が入ってきたら私達は自分達が造った機器を、炉を保障出来ませんと、排除する。いつまでもこういうふうな状況が続けるんですか。これは負担金という形で2市1町で構成して、一般会計から出ているんですよ。税金ですよ。こんな簡単にメーカーしか信用出来ませんから、出来ませんと。メーカー様が言うとおりでございますというふうな形でいつまで続けるの。本当に、メーカーがいう数字が、見積もりが本当に正しいのかどうか。先ほど申し上げたように第三者機関を設けて、議論をさせる必要はない。高い、安いを1億3,000万円ではちょっと高い。1億1,000万円がいい。1億3,000万円では少ない。1億5,000万円でないとこれは出来ないだろうとか。こんな形でメーカーに振り回されて、私共は負担金を支払い続けなければいけないのか。どうなんでしょうか。僕は大いに疑問がある。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

はい、言葉足らずで大変失礼をしております。まず、メーカーさんからいただいた見積書でございますが、本組合ではあくまで見積書を参考程度としていただいて、その見積書で参考にしておりますのは、人夫工賃、材料費のみでございます。

人夫工賃はメーカー見積もりと現場の実績を踏まえてその他の数値を出しております。また材料費につきましては、全国都市清掃会議の指導の下、材料単価を決定しております。その人夫工賃、材料費を元に全国都市清掃会議の廃棄物処理施設点検保守工事積算要領に基づき、設計を行っているところでございます。

●新里治利議長

他に質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●新里治利議長

質疑ないものと認め、これで質疑を終了いたします。これで報告第1号の報告を終了いたします。

日程第4、認定第1号 平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。当局の説明を求めます。

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

認定第1号 平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めます。

平成27年8月17日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

次に認定第1号 平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算書の主な事項についてご説明申し上げます。

まず1ページをお願いいたします。

歳入決算書でございますが、26億2,717万4,966円。歳出決算額が、24億3,868万5,381円でございます。形式収支の歳入歳出差引額が、1億8,848万9,585円となっております。

次に2ページの歳入決算の状況でございます。歳入合計額をご覧ください。

予算現額26億521万7,000円。調定額26億2,717万4,966円。収入済額26億2,717万4,966円。不納欠損額0円、収入未済額0円、予算減額と収入済額との比較が2,195万7,966円となっております。なお、収入済額は、対前年度比較で2億7,097万3,011円の増となっております。これにつきましては、6款繰越金の1億3,583万6,911円の増が最も大きなものでございます。

次に歳入合計欄の予算現額と収入済額との比較、2,195万7,966円の内訳といたしましては、2款1項の手数料の、101万5,600円のうち、ごみ処理手数料が94万600円また7款3項雑入の2,094万2,344円のうち、有償入札拠出金1,758万2,994円がその主なものでございます。これにつきましては、いずれも決算額が予算額を上回ったことが要因でございます。

次に3ページの歳出決算書の歳出合計欄をご覧ください。予算現額26億521万7,000円、支出済額24億3,868万5,381円、翌年度繰越額1億4,612万4,000円、不用額2,040万7,619円。予算現額と支出済額との比較で1億6,653万1,619円となっております。

支出済額は対前年度比較で2億7,791万9,716円の増額となっております。増額の主な要因としまして、2款1項総務管理費15節工事請負費のごみ処理施設解体工事費の2億322万7,000円の増がその主なものでございます。

次に不用額の2,040万7,619円の主なものと致しましては、3款1項1目熱回収施設維持管理費に掛かる消耗品、燃料費等の11節需用費の不用額707万289円並びに5款予備費の不用額801万6,000円が主なものでございます。

次に予算現額と支出済額との比較が1億6,653万1,619円につきましては、不用額の要因に加え、3款1項1目の熱回収施設の11節需用費の翌年度繰越額1億4,612万4,000円がその主なものでございます。

次に、歳入歳出決算事項別明細書についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入で1款1項1目1節ごみ処理運営負担金の収入済額16億6,792万9,000円。同じく2節し尿処理運営負担金の収入済額1億1,231万4,000円

となっております。

次に2款1項1目1節ごみ処理手数料の収入済額1億753万9,600円につきましては、許可業者が事業系ごみを搬入する際の処理手数料でございます。

また、同2節し尿処理手数料の収入済額168万円につきましても、許可業者がし尿処理及び浄化槽汚泥を搬入する際の処理手数料でございます。

次に4款1項1目1節利子及び配当金の収入済額が362万3,631円につきましては、財政調整基金、地域還元対応基金、最終処分場整備等基金の運用に係る分でございます。

次に6款1項1目1節繰越金につきましては、平成25年度からの繰越金として収入済額1億9,543万6,290円となっており、その内訳につきましては、繰越事業費等充当財源として1億6,950万円、純繰越金として2,593万6,290円となっております。

次に9ページをお願いします。7款3項1目1節雑入の収入済額2億8,563万1,332円につきましては、売電料、古紙類、破碎鉄他資源ごみ等の売却料によるものでございます。同じく2目受託事業収入の1節ごみ処理施設受託事業収入の収入済額は、6,091万3,012円となっております。

次に歳出の11ページをお願いいたします。2款1項1目総務費の一般管理費15節工事請負費の支出済額3億103万6,000円につきましては、ごみ処理施設解体工事（第2工場）の繰越事業費繰越額として1億4,671万5,000円と同じくごみ処理施設解体工事（第3工場）の1億5,383万5,000円がその主なものとなっております。

同総務費の一般管理費、25節積立金の支出済額7,051万8,594円の内訳につきましては、財政調整基金が1,409万3,445円、最終処分場整備等基金への積立金が5,642万5,149円となっております。

次に12ページをお願いいたします。3款1項1目熱回収施設の11節需用費の支出済額の4億4,727万1,711円につきましては、熱回収施設の運転に係る消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料が主な支出でございますが、まず同需用費の不用額707万289円につきましては、11節需用費中燃料費における灯油の年度末使用料の減、並びに単価の減額変動による不用額として397万4,121円。並びに消耗品のうち炉内温度計の取替不要分として230万7,151円となっており、これらが熱回収施設における11節需用費の不用額の主なものでございます。

また同需用費につきましては、繰越明許費として1億4,612万4,000円が平成27年度へ繰越となっております。

次に同13節委託料の支出済額2億7,241万1,004円につきましては、熱回収施設運転管理業務委託をはじめとする15件の委託費でございます。

次に同13節委託料の不用額58万6,996円につきましては、空気環境等測定分析業務委託のばい煙測定が、当初測定予定回数年18回から年14回へと減となったことによる不用額58万1,000円が最も大きなものでございます。

次に13ページをお願いいたします。3款1項2目リサイクルセンターの13節委託料の支出済額8,002万8,377円につきましては、資源ごみ等分別業務委託料ほか10件の委託料でございます。

また同委託料の不用額95万6,623円のうち67万8,790円につきましては、草木類処理業務委託料の執行残でございます。

次に14ページをお願いします。3款1項3目最終処分場費の11節需用費の支出済額2,245万4,762円につきましては、最終処分場の運営管理するための光熱水費910万9,780円ほか、消耗品費、燃料費、修繕費の支出でございます。

次に13節委託料の支出済額1,955万8,732円につきましては、処理水等分析業務委託ほか11件の委託料でございます。

次に同15節工事請負費の支出済額578万484円につきましては、電気回路制御装置更新工事ほか2件の工事費への支出でございます。

次に3款1項4目し尿処理場費の11節需用費の支出済額2,159万3,063円につきましては、し尿処理場における光熱水費の1,309万7,032円ほか消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費の支出となっております。

次に13節委託料の支出済額4,591万5,120円につきましては、し尿処理施設運転管理業務委託ほか15件の委託料でございます。

次に15ページをお願いいたします。4款1項1目公債費元金の23節償還金、利子及び割引料の支出済額5億2,611万7,505円。また2目公債費利子の支出済額8,196万2,389円となっております。同公債費元金償還後の平成26年度末貸付金元金の年度末残高は52億4,091万1,279円となっており、最終償還年度が平成36年度を予定しております。

次に5款1項1目予備費の不用額は、801万6,000円となっておりますが、平成26年度の予備費充用による支出はございません。

次に16ページをお願いします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引きました額が1億8,848万9,585円となっております。また繰越明許費の繰越額1億4,612万4,000円となっており、実質収支につきましては、4,236万5,585円となっております。

次に17ページをお願いします。財産に関する調書の土地及び建物でございますが、決算年度中における財産の上限につきましては、同表上から2番目のごみ処理施設の建物の非木造の2,814.2平米は第2工場解体に伴う建物の減でございます。

次に19ページの財産に関する調書の物品につきましては、決算年度中の増減高の区分1行目の乗用車の一増並びに区分2行目の普通貨物自動車の一減でございますが、これは宜野湾清水苑における事務連絡車を普通貨物自動車より軽自動車へ買換によるものでございます。

次に22ページをお願いします。最終処分場整備等基金の決算年度中増減高は5,042万5,149円の増でございますが、これは東部清掃施設組合からの焼却残渣等の処理に係る受託事業収入相当分として5,487万8,000円、定期預金等財産運用収入として154万7,149円、一方減額要因といたしましては、池原、登川自治会への年度協力金への繰出分600万円となっており、決算年度末現在高が6億7,109万893円でございます。

なお平成26年度決算認定にかかる資料と致しまして、平成26年度主要な施策の成果を説明する書類。また倉浜衛生施設組合監査委員より平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算審査意見書ほか平成26年度一般会計歳入歳出決算認定資料も合わせてご参照いただけますようお願いいたします。

以上で平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算にかかる説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●新里治利議長

当局の説明を終わります。ただちに質疑に入ります。質疑はありますか。

仲地泰夫議員。

●仲地泰夫議員

認定1号について若干質疑をさせていただきます。決算書の7ページですね、歳入のほうの1款1項1目の1節ごみ処理施設運営負担金、約16億6,700万円余りについて、搬入割はどうなっているのと資料請求もしたんですが、出てきませんので、今日は搬入量からどういうふうになっているか。一寸お聞きしたいんですがね。この資料からですね、皆様からいただいた主要な施策の成果を説明する書類。これから少し質疑を行いたいと思います。

まず、4ページを開けていただきますと、この全体としてごみの搬入量52.6パーセントが沖縄市、32.8パーセントが宜野湾市、北谷町が14.6パーセントとなっております。

次に12ページを開けていただきますでしょうか。図11のごみの総搬入量の表を見ますと、私は北谷町から来ておりますので、北谷町は、1人当たりの年間排出量、1人当たりの1日あたりの排出量、1世帯当たりの排出量、年間の排出量も沖縄市、宜野湾市に比較してかなり多くなっております。図12を見ていただきますと家庭系ごみもですね、北谷町が多くなっております。これについてですね、どういった原因でそうなっているのか。分析はやったことがあるのか。今後また排出量の原因解釈というんですかね。ついては町となんらかの連携をする必要があると思いますがその辺一寸お伺いいたします。

●新里治利議長

業務第一課長。

●宮里 学業務第一課長

仲地議員の質問にお答えします。まずごみの搬入量なんですけど、北谷町のほうが1人当たりの排出量とか増えていることのご質問だと思いますけど、家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、事業系の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみもありますけど、収集のほうは構成市町それぞれ行って収集運搬を行っているところでございます。北谷町のほうにも毎月搬入処理月報を確認しているところであります。

また現状に関しても担当者会議等もありますので、構成市町と連携を取りながらごみ処理が円滑に行われるよう努力していきたいと思っております。以上です。

●新里治利議長

仲地泰夫議員。

●仲地泰夫議員

その原因については何も分析とかもないと。話し合ったこともないというふうに聞こえましたけどね、皆さんはそこに3Rと大きく書かれていますよね、減量その辺はやっぱり自治体とも話し合っ、皆さんが先に音頭を取っているいろんな事をやらないといけないんじゃないかなと思いますけどね。

それでですね特に、今、皆さんからの資料をいただいて、特に事業系ごみが増え続けております。これは別に北谷町だけではなくて沖縄市、宜野湾市も、事業系ごみの処理手数料と実際に処理にかかる経費の差額ですね、教えていただけますか。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

仲地議員からのご質疑でございますが、事業系ごみの実際の処理量と手数料の関係ということでございますが、まず、事業系ごみ処理手数料につきましては、10キロ当たり40円、トン当たりいたしますと4,000円でございます。

一方処理経費につきましては、事業系ごみ処理経費としましては、年間1トン当たり2万6,666円、その差が2万2,666円となっております。以上でございます。

●新里治利議長

仲地泰夫議員。

●仲地泰夫議員

1キロ当たり換算すると、1キロ当たり事業系ごみ4円です。皆さんが焼却処理するのは26円、これは約ですけどね、それで考えてよろしいですよ。これは、すみません単純に計算してみました。22円の差額があるんですよ。およそ処理経費にして15パーセントの負担率になります。この22円で、今、北谷町の事業系ごみの可燃ごみが5,280トンです。これを単純計算をすると1億1,000万円。北谷町は町民の税金でこの処理費用をまかっているということになると思いますけれども。皆さんどう思いますかね。別に北谷町だけでなく、宜野湾市、沖縄市も事業系については増え続けておりますので、そのように考えて、そこで3点ほどお伺いしたいんですけどね、この事業系ごみのキロ4円というのは、何を根拠にして決めたんでしょうか。皆さんはこれが適正だというふうに思われるんでしょうか。これについてこれまで又今後ですね、3市町で話し合う予定がありますか。その辺一寸お伺いします。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩（午前11時37分）

再開（午前11時38分）

●新里治利議長

再開いたします。

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

仲地議員からのご質疑であります。事業系ごみ処理単価の件でございますが、現在、条例上10キロ当たり40円ということで、平成14年からの運用がなされております。なお、構成市町の事務担当者会議でのこれまでの課題としまして、平成25年度あたりから2、3回その金額についての議論が行われております。引き続き、処理単価の引き上げ等につきましては、事務担当者会議の中で、課題としまして今後、早急に検討してまいりたいと考えております。

●新里治利議長

仲地泰夫議員。

●仲地泰夫議員

その議論は是非やっていただきたいと思います。さっきの数字は合っていますかね。単

純で計算して1億1,000万円、北谷町だけやっていますので、これはこれだけの負担で毎年増えていますよ。皆さんは搬入割を出していただけなかったんですが、搬入割を見ても多分増えていると思いますよ。どんどん町民の税金を増えていると、これはやっぱり事業所の皆さんも集まって、全部で自治体もしっかり話合いをして、リサイクル率とか、他の自治体はすごいところがありますよ。いろんな70パーセント、80パーセントのリサイクル率とか、そういう自治体もありますので、是非、勉強していただいて、このごみの減量を是非頑張ってくださいたいということ要望致しまして、質問を終わります。以上です。

●新里治利議長

他に質疑はありませんか。

浜比嘉 勇議員。

●浜比嘉 勇議員

26年度の歳入歳出決算の認定についてであります。まず、意見書があるんですね。これを見ると、先ほどの仲地議員からお話があった共通するところがあるんですが、4ページの意見書を見るとA・B・Cそれぞれの予算現額、歳入決算額、歳出決算額二桁伸びているんですね。10.8、11.5、12.9、この伸びが、ちょっと疑問があるんですね。その資料の27ページを見ると、ごみの搬入量年度比較表を見ると総計だけでも2.7パーセントしか増えていないんです。資料4には。し尿処理の資料6を見てもマイナス4.5減っているんですね。なぜ、そういうふうなごみはそんなに伸びてないのに、この決算額が二桁伸びているのか。よく理解が出来ないんですよ。なぜなの。ごみの量は、もう1回申し上げますよ。2.7パーセントしか増えてない。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ等々含めて、予算は、先ほど申し上げましたけれども、2市1町で構成する沖縄市、宜野湾市、北谷町の負担金で構成されるわけですよ。ごみの量が増えれば、それに比例していわゆる負担金も増えるだろうというふうに本員は思っているんです。ごみの量は2.7パーセントしか増えてない。し尿については、4.5も減っているにもかかわらず、Cの歳出決算額を見たら12.9パーセントも伸びていると、その辺の数字のかみ合わせが良く分からない。なぜ、二桁伸びないといけないのか。ちょっと教えていただけませんか。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

浜比嘉議員からのご質疑でございますが、まず、歳出決算額の前年度比較で二桁の12.9パーセント、金額といたしますと2億7,791万9,716円伸びております。その理由についてのご質疑でございますが、まず、先ほどご説明申し上げましたとおり、これにつきましては、6款の繰越金の1億3,583万6,911円の増が最も大きな要因でございます。繰越金の内訳につきましては、まず繰越事業費への充当財源として1億6,950万円、純繰越金が2,593万6,290円でございますが、その中でお伺いの主なものとしましては、繰越事業費等充当財源の1億6,950万円が1番大きな理由となっておりますけれども、その繰越額の中で最も大きいのは、これも先ほどの繰り返しになりますけれども、ごみ処理施設解体工事第2工場の繰越事業費としまして、1億4,671万5,000円が歳出決算額比較の伸びの最も大きな要因でございます。以上でございます。

●新里治利議長

浜比嘉 勇議員。

●浜比嘉 勇議員

今まであった炉の解体工事で繰越が1億数千万円ということで、その二桁の伸びをしているということですが、もう取り壊しをしているわけだから、27年以降はこういうふうな二桁の伸びはないと。いわゆる自然増分ぐらいでいいんだということで理解していいわけですか。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

浜比嘉議員からのご質疑にお答えいたします。まず、次年度の決算比較においても当然解体工事の部分が減少してくるのではないかとというご質疑でございます。単純に申し上げまして、今期、平成27年度につきましては、26年度からの繰越しとして、焼却炉の解体工事第2工場からの繰越分として先ほどご説明申し上げました1億4,671万5,000円がございますので、決算額としては、その大きな差は出てこないものと考えております。

●新里治利議長

浜比嘉 勇議員。

●浜比嘉 勇議員

決算額としてはそんなに差は出てこないという説明であります。ごみの出し方について、もう少し倉浜が2市1町を先導すべきではないかなあというのがあるんです。分別方法をずーっと今までのような形で分別のあり方をしているわけですね。大きく分けると先ほど申し上げたような、可燃ごみとか、資源ごみとか等々をやっているわけですが、先進地においてはもっと細かい分別方式を取っているところがあるわけですよ。そして事業系のごみも市民負担、町民負担が大きいんじゃないかというふうな話もあるわけですね。ですから先ほど前宮さんと話をしたら、事業系のごみでも、アパート1室だけじゃなくて、アパート全体で3,000円しか取らないとか。1室あっても5室あっても同じような3,000円しか取ってないという等々があるような感じがするわけですね。中部においてもマンションが売れるようになってきているわけですよ。そういうふうなところから取るのは事業系で引き取るわけですよ。10階建てで30世帯もあるマンションも5室あるアパートも同じような事業系だということで、一定の料金しか取れないというのは、疑問があるんです。ですからそれをボリュームに応じたその事業系の予算の組み立て方、いわゆるここは大きいから3,000円じゃないよ、1万円だよというふうな徴収のあり方とかさ。それから分別も、もっとこの倉浜が減量化すれば、もっとこの炉の寿命も長くなるわけですから、その辺はまだまだ、倉浜の事務局が各2市1町に対して、今でもやっぱり伸びているんだから、ごみを押さえる。或いは予算を負担金を抑えるにはこういうふうな形で、みんな頑張りましょうというふうな御役目になって欲しいですよ。これが全然全く見えない。やっぱりここがごみの元締めですから、ここから倉浜、事務局のほうから投げかけて分別のあり方をもう少し細かい分別の仕方をしましょうと各2市1町に投げかけて先進地の事例をしっかり勉強してそういうふうなごみの減量化に努める。事業系のごみのあり方についても、今までこうやってきたからいいよというふうなやり方で、事業系のごみを額も今まで通り

にやるというような時代ではないというふうに思うんです。しっかり頑張っ、10階建て、12階建て、大きいマンションと中部でも出来る時代になってきているわけですから、その辺の事業系ごみの料金のあり方も、しっかり勉強して市民負担、町民負担が少ないような負担金のあり方を提案して欲しいということで、要望してこれは終わります。

●新里治利議長

他に質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●新里治利議長

質疑ないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。認定第1号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●新里治利議長

討論省略の声がございしますが、討論を終結してよろしいでしょうか。

(『異議なし』の声あり)

●新里治利議長

ご異議ございませんので、討論を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。認定第1号、平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●新里治利議長

ご異議ございませんので、よって認定第1号は原案のとおり可決いたしました。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩 (午前11時55分)

再開 (午前11時55分)

●新里治利議長

再開いたします。

日程第5、議案第1号 平成27年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

議案第1号 平成27年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求めます。

平成27年8月17日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

平成27年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)

平成27年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,072万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億814万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成27年8月17日 提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

次のページをお願いします。2ページ第1表歳入歳出予算補正についてでございます。補正のある項目について読み上げて説明に替えます。

5款繰入金、1項基金繰入金、補正前の額1億1,600万1,000円、補正額マイナス4,073万5,000円、補正後の額7,526万6,000円。

次に6款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額4,236万4,000円、補正後の額4,236万5,000円。

次に7款諸収入、3項雑入、補正前の額2億9,642万3,000円、補正額909万6,000円、補正後の額3億551万9,000円。諸収入の合計でございます。補正前の額2億9,646万円。補正額909万6,000円、補正後の額3億555万6,000円。歳入合計補正前の額25億9,742万4,000円、補正額1,072万5,000円、補正後の額26億814万9,000円。

次のページをお願いします。同じく第1表歳入歳出予算補正の歳出でございます。同じく補正のある項目について、読み上げて説明に替えます。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額4億7,501万7,000円、補正額1,485万1,000円、補正後の額4億8,986万8,000円。総務費合計補正前の額4億7,590万5,000円、補正額1,485万1,000円、補正後の額4億9,075万6,000円。

次に3款衛生費、1項清掃費、補正前の額14億9,450万5,000円、補正額マイナス412万6,000円、補正後の額14億9,037万9,000円。次に歳出合計でございます。補正前の額25億9,742万4,000円、補正額1,072万5,000円、補正後の額26億814万9,000円。

次のページ、4ページ第2表の債務負担行為補正でございます。全て読み上げて説明に替えます。警備業務委託、期間平成27年度から平成28年度まで、限度額1,274万4,000円。次に施設清掃業務委託、期間平成27年度から平成28年度まで、限度額679万7,000円。次に昇降機設備保守点検業務委託、期間平成27年度から平成28年度まで、限度額283万1,000円。次に防災消防設備保守点検業務委託、期間平成27年度から平成28年度まで、限度額101万1,000円。次に薬品等購入費、期間平成27年度から平成28年度まで、限度額1億518万6,000円。次に燃料等購入費、期間平成27年度から平成28年度まで、限度額5,011万8,000円。次に空気環境等測定分析業務委託、期間平成27年度から平成28年度まで、限度額1,686万9,000円。次に熱回収施設運転業務委託、期間平成27年度から平成30年度まで、限度額6億2,809万円。次に飛灰固化物等運搬業務委託、期間が平成27年度から平成30年度まで、限度額が950万4,000円。

次のページをお願いいたします。5ページ熱回収施設浄化槽保守点検業務委託、期間平成27年度から平成28年度まで、限度額66万8,000円。次に草木類処理業務委託、

期間平成27年度から平成28年度まで、限度額1,794万4,000円。次に資源ごみ等分別業務委託、期間平成27年度から平成28年度まで、限度額5,171万7,000円。次に事務機借上料、期間平成27年度から平成32年度まで、限度額75万8,000円。次に重機借上料（動力清掃車）、期間が平成27年度から平成32年度まで、限度額が740万円。次に処理水等分析業務委託、期間平成27年度から平成28年度まで、限度額904万4,000円。次にし尿処理施設運転管理業務委託、期間平成27年度から平成28年度まで、限度額3,347万円。次に脱水汚泥運搬業務委託、期間平成27年度から平成28年度まで、限度額260万3,000円でございます。

次に予算に関する説明書より補正の主な内容についてご説明申し上げます。補正予算（第1号）に関する説明書の3ページをお願いします。

歳入の5款1項1目財政調整基金繰入金の4,073万5,000円の減でございますが、これにつきましては、前年度繰越金の法定積立後の残り分2,118万2,000円、並びに今補正の財源調整後の額1,955万3,000円を合わせて、財政調整基金からの基金繰入金の減額を行うものでございます。

次に4ページをお願いします。6款1項1目繰越金4,236万4,000円につきましては、補正後の額4,236万5,000円が昨年度決算の実質収支の額となっております。

次のページをお願いします。7款3項1目雑入の631万8,000円の内訳につきましては、全国市有物件災害共済会保険金が240万4,000円。有償入札拠出金が391万4,000円となっております。

次に7款3項2目ごみ処理施設受託事業収入277万8,000円につきましては、平成26年4月1日に締結した東部清掃焼却残渣等埋立処分にかかる協定書における受託料の額について締結当初消費税相当分を5パーセント計上となっており、これを平成27年4月1日付けで8パーセントに見直したことによる受託料の増でございます。

なお、内訳につきましては、平成27年度分が年間増額予定分として133万6,000円、平成26年度分につきましては、消費税相当分差額分支払いにかかる覚書に基づく受託料としまして144万2,000円を計上しております。

次に6ページをお願いします。歳出の2款1項1目総務費の一般管理費における2節給料、3節職員手当等の通勤手当、管理職手当、期末手当、退職手当組合負担金並びに4節共済費の減額補正につきましては、5月1日付け管理職1名の人事異動に伴う補正減でございます。

次に同8節報償費64万円につきましては、し尿処理施設建設候補地調査委員会（仮称）の設置に伴う学識経験者等有識者並びに構成市町の住民代表委員への報償費でございます。

次に25節積立金の2,396万1,000円につきましては、財政調整基金積立金2,118万3,000円が平成26年度実質収支4,236万5,585円の2分の1以上を積み立てるものでございます。同じく最終処分場整備等基金積立金277万8,000円につきましては、東部清掃焼却残渣等埋立処分にかかる今補正におけるごみ処理施設受託事業収入分、歳入同額を積み立てるものでございます。

次に7ページをお願いいたします。3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）の2節給料、3節職員手当等の通勤手当、管理職手当、期末手当、退職手当組合負担金並びに

4節共済費の増額補正につきましては、5月1日付け管理職1名の人事異動に伴う、2款1項1目総務費の一般管理費との財源組替えでございます。

次に同13節委託料108万1,000円の減につきましては、空気環境等測定分析業務委託他4件の契約差額でございます。

次に同ページ3款1項2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）の13節委託料の911万円の減につきましては、草木類処理業務委託他3件の契約差額でございます。

次に同ページ3款1項3目最終処分場費の13節委託料の169万3,000円の減につきましては、警備業務委託他2件の契約差額でございます。

同じく3款1項4目し尿処理場費の13節委託料の65万3,000円の減につきましても、破砕機設備点検整備業務委託他2件の契約差額を減額補正するものでございます。

以上で補正の説明とさせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

●新里治利議長

当局の説明は終わります。ただちに質疑に入ります。質疑はありますか。

（『質疑なし』の声あり）

●新里治利議長

質疑ないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。議案第1号について討論はありますか。

（『省略』の声あり）

●新里治利議長

討論省略の声がありますが、討論を終結してよろしいでしょうか。

（『異議なし』の声あり）

●新里治利議長

ご異議ございませんので、討論を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第1号 平成27年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●新里治利議長

ご異議ございませんので、よって議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、報告第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、例月現金出納検査の結果報告について議題といたします。

本件につきましては、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第7、一般質問に入りたいと思います。

お手元に配布しております一般質問通告書について、8月11日の通告締めきりまでに、1名の議員から一般質問通告書が事務局に提出されております。質問制限時間は、20分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を行いたいと思います。

5番議員 高橋 真議員の一般質問をお願いいたします。

高橋 真議員。

●高橋 真議員

それでは一般質問通告書に基づきまして質問を始めてまいります。質問の事項1、職員の採用についてお尋ねをいたします。去る3月の定例会では、再任用と合わせて同趣旨の質問をする予定でありましたが、取り下げたので、今回、職員採用のあり方について角度を変えて質問をしたいと考えております。

それでは質問の要旨(1)からです。定員適正化計画の進捗状況についてお伺いいたします。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

高橋真議員の一般質問、質問事項1の職員の採用について、(1)定員適正化計画の進捗状況についてでございます。

まず、倉浜衛生施設組合において現在、定員適正化計画につきましては、策定しておりません。この件につきましては、昨年、再任用条例制定の際に高橋議員からのご指摘を受けた事項でございます。本件につきましては、平成27年度当初予算において本組合と類似組合の管理運営人員体制に係る調査業務委託を計上しているところでございますが、現状といたしましては、組合独自で県内一部事務組合の定員管理等について調査等を行いまして、独自による定員適正化計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。なお、適正なる定員の管理やこれに伴う組織体制のあり方を見直すべく、現在調査を進めているところであり、年度内には調査結果を踏まえ労働組合との調整を行いながら計画を策定していく予定でございます。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

事務局長答弁ありがとうございました。いわゆる調査業務については、外部委託ではなく、自前でやっていくというような方針を確認させていただきました。これは倉浜組合で独自で考えていくところに意味があるかと思えます。

それでは再質問をさせていただきますが、調査の進捗状況ですね、今、現在どのように進んでいるのか。年度中には示したいというお話でありましたが、現状を教えてくださいと思います。併せてこの計画策定後の対応はどのようなことが想定されるのか。本員は条例改正が発生するようなイメージを持っておりますが、その辺について教えてください。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

定員適正化計画の進捗についての再質問でございますが、まず、調査の進捗でございますが、現在、平成26年度の決算を基本としたごみ処理経費の分析を中心に行っており、倉浜における比較表ができ次第、他団体との比較も行いながら計画を策定していく予定でございます。また、定員適正化策定後の対応でございますが、ご指摘のありましたとおり、現在、倉浜衛生施設組合事務局職員の定数につきましては、条例によりまして59名となっております。定員適正化策定後は速やかにこれを改正していく必要があるものと考えて

おります。以上でございます。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

計画策定については早めに対応していただくことを要望したいと思います。各構成市町の次年度の当初予算というのがいわゆる暫定ですが当初予算が11月にはほぼ予算折衝が始まるかと思っておりますので、次年度の採用にも大きく影響を受けるものだと考えられますし、また条例の定数の部分増やすのか。減らすのか。そういった部分の可能性も出てきた場合に各構成市町との調整もあるかと思っておりますので早めに対応していただくことを要望したいと思います。

質問の要旨(2)職員採用計画と人材育成プランについてであります。当組合ではどのようにお考えなのか教えてください。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩 (午前12時15分)

再開 (午前12時22分)

●新里治利議長

再開いたします。

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

質問の要旨(2)職員採用計画と人材育成プランの状況についてでございます。職員採用計画につきましては、先の定員適正化計画策定後に退職者や各課事業において恒常的に必要とされる技術等を勘案しまして、毎年度計画していく必要があるものと考えております。

また、人材育成につきましては、現在、一般事務職につきましては、沖縄県職員研修センター主催の研修、また技術系職員につきましては、建設業労働災害防止協会や沖縄県労働基準協会主催の研修を受講させて育成を行っているところでございます。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

ありがとうございます。職員の採用については、毎年計画していく必要性を感じているということの答弁でありましたけれども、作ってないわけですよ。具体的にまだ見えてないというのが実情かと思えます。

再質問しますけど、今年度、次年度職員の採用計画はどのように考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思えます。併せて人材育成のあり方についてまた、再質問させていただきたいんですけど、本員が1番心配をしているのは、一般事務職であります。現業の部分ではありません。いわゆる担当課で申し上げれば、企画、財政、人事、契約、議会、労組との交渉を対応するいわゆる総務課であります。そういった人材育成ですね、業務面では総務課においては、重たい案件が目白押しであります。地元還元施設の建設、構成市町の条例改正の動きに対応する法務関係事務、勿論、職員採用のあり方も全般に持っていると思えますし、また、次の質問でもお尋ねしたいですけれども、リサイクル工房も総務

課所管のものであると考えております。現場を経験して、一般事務職の長い次長が定年退職をしたら、誰がこの部分は出来るんですか。今回、総務課の次長は課長を兼務しておりますよね。これは倉浜衛生施設組合の組織強化と言えますか。次、誰が担うんですか。局長が次年度、総務課長を兼任しますか。局長は沖縄市役所で、様々な部署を人事異動してきております。様々な行政サービスを提供して、市民への向き合い方、また、議会への対応の仕方など、やっぱりご存知だと思っんです。そのような行政マンの経験がいわゆる倉浜の中だけでは経験できない。なかなか難しい状況があるのではないのでしょうか。局長はいいですよ。いろいろ市役所を経験されているから。しかし、この総務課というところがぐらつくと全体的に波及する倉浜の事務執行体制にありつくものだと本員は考えております。

また、倉浜衛生施設組合は、一部事務組合とはいえ、人口別で申し上げれば沖縄市、約140,000人、宜野湾市、約96,000人、北谷町、約29,000人合計265,000人の人口規模で中核市並みのレベルを要しているのが、今、倉浜衛生施設組合の規模だと考えております。その自覚に立った職務遂行をすべき人材育成が必要であると考えているんですけど、ちなみに倉浜職員は、沖縄市の職員とほぼ同一の賃金であり、同一の処遇であります。ということはですよ、本員は沖縄市の職員並のレベルを一般事務職に求めますよ。本当に人材育成のあり方が、事務局長が答弁されましたけど、県職員研修センターの研修を受けるだけでいいのでしょうか。このままでよろしいのか教えていただきたいと思っんです。以上この2点。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

職員採用計画と人材育成プランについての再質疑でございますが、まず、今年度、若しくは、来年度以降の採用計画についてでございます。今年度については、予算上の新規採用職員としての予定は予算上も行われておりません。しかしながら、定員適正化計画のない現状では、何ら根拠はございませんが、派遣を除く現員数34人の倉浜の実人員が現在おりますけれども、これを最低ラインとしまして、新年度の採用計画については、予算上の定員数を確保してまいりたいと考えております。

また、人材育成のあり方について、現在の研修計画だけでいいのかというご指摘でございますが、ご指摘のとおり現在、各研修事項を中心に人材育成ということで進めているところではございますが、倉浜における具体的な研修計画等は現在ございません。毎年度沖縄県職員研修センター等が実施している研修を割り当てすることにより、対応している状況にあります。今後は人材育成につきましても、中長期的な計画を立てて対応していく必要があるものと考えております。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

ありがとうございます。今年度、次年度も採用はゼロであります。なるほど、根拠がないからということですが、根拠がないのであれば採用してもいいんじゃないですか。その辺の部分は今後しっかりと議論していただきたいというふうに思っんです。

それで人材育成の件でありますけど、研修計画もないわけでありまして、でも人は一朝一夕では育たないですよ。局長もいろいろな部署やいろいろな行政の経験をして今、局長として赴任されているから、今のような感覚があるのであって、倉浜の職員が倉浜のだけの世界の中で議会と向き合うというのは相等ハードルが高いことなんです。ということをお聞きしたいと思っております。そこで本員は、具体策が何も聞こえてこないもので、2つほど提言をしていきたいと考えております。1つ目において、例えば倉浜の総務課を担う人材の育成という一環で構成市町に1年ぐらい研修として派遣することを検討したらどうでしょうか。例えば、契約を学ぶ。そして市町村の環境課の事務を学ぶ。法務等々を学ぶ等々ですね。また、予算措置など企画を学ぶ等々ですね。構成市町はですね、定員外なんです。研修で受け入れるのは、定員外として職員が増加するというメリットもありますし、倉浜としては現場感覚で企画、総務、契約、法務等実践が学べるのではないかと考えております。

2つ目でありまして。そのような人材育成の目処が立つまでは、次長や総務課長は構成市町の中から出向して補ってはどうかと提言いたします。この総務課今後かなり大きな議論になりますよ。地元還元施設も含めて、総務課を強くしていくことが事務局の体制の強化に繋がるとは思いますが、本員の提言を受けてどのようにお考えか教えてください。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

高橋議員からのご提言を受けて人材育成のプラン、今後のあり方だと考えます。まず、人材育成のプランにつきましては、先に定員適正化計画が基本となることから、特に計画につきましては、先ほどから申し上げておりますように、計画策定を進めてまいりたいと考えております。その中におきまして、人材育成の一環として研修のあり方或いは、構成市町の長期研修の受け入れの体制につきましても、しっかりと定員適正化計画を管理者、副管理者とも十分調整を進めてまいりたいと考えております。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

ありがとうございます。質問要旨(3)若年者雇用をどのように考えているのか。見解をお伺いします。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

質問要旨(3)若年者雇用についてでございます。基本的に若年者雇用の問題につきましては、職員採用計画において、毎年度採用条件の1つとして検討されるものと考えております。更に今後は職員採用計画におきましても、職員の年齢構成も加味しながら計画を立ててまいりたいと考えております。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

答弁して下さったことをしっかりと反映していただきたいことを要望いたします。

続きまして(4)であります。職員組合との交渉はどうなっているのか。教えてください。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

職員採用についての(4)の職員組合との交渉はどうなっているか。というご質問でございます。職員採用につきましては、労働組合との交渉について、現時点におきましては、定員適正化計画の立案が急がれることから、同計画策定にあたり労働組合へも丁寧に説明を行いながら立案してまいりたいという旨をお伝えしているところでございます。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

一寸良く分かりづらいですね。具体的な交渉は行っていないのですか。交渉すると回答記述などがあって、それに向けて、いわゆるお互いで調整をするかと思われれます。その辺を教えてください。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

現在、定員適正化計画を進めている現状であり、現在のところ具体的な数字にかかる調整・交渉等は行っておりません。今後、具体的な案ができ次第、丁寧に説明をしてまいりたいと考えております。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

ならば、計画が策定するまで回答は出来ない旨、正式に回答するのが筋ではないでしょうか。と本員は考えるんですけど。いわゆる回答期日というものもあまり守っているような印象は受けないんですね。事務交渉も行われているようなものもなかなかないですから。無視しているようなイメージがあるわけですよ。例えば、沖縄市役所の場合でいきますと、人事と職員組合団体はちゃんと交渉していますよ。そういったコミュニケーションが必要ではないでしょうか。彼らも職場環境改善に向けて要求をしているということがあるわけです。本当にこういうことが基本的なことだと思うんですけどね。職員組合との向き合い方が、いわゆるこういう基本的なことにも手が回っていない印象があるんです。しかも、おそらくですけども、執行部の皆さん委員長経験者ではないですか。委員長経験者が後輩達に対する対応に対しても、腑に落ちない部分がある本員はありまして、冷たい対応が。本当に総務課の事務執行体制というのは本当に強化が必要ではないかと指摘させていただきます。時間が時間ですので次に行きます。

次に行きます。質問事項2、リサイクル工房の活用について、これは条例を制定してからあまり活用されているという声が聞こえてこない。このリサイクル工房についてであります。(1)現状と課題について教えてください。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

質問事項2のリサイクル工房の活用について、(1)現状と課題についてでございます。リサイクル工房の現状と課題につきましては、平成22年4月に新工場の稼働と同時に供用開始しております。年度ごとに具体的な使用状況をご説明申し上げますと、平成22年度は廃油キャンドル作り、調理実習、お菓子作りが2回、平成23年度は料理講習会の1回、平成24年度はごみ減量ワークショップの開催の1回、平成25年度は施設見学に伴う昼食会場としての利用が3回で合計しますと7回となり、これまでの利用状況は少ない状況でございます。稼働当初におきましては、構成市町の全自治会へリーフレットを配布し、周知を行い、現在においては、年1回発行の倉浜だよりや、本組合ホームページの同工房の利用の呼びかけを行っております。また、本工房の直接の利用ではございませんが、工房を含むリサイクルセンターや熱回収施設について構成市町の小学校4年生の社会科見学の受け入れを行っており、これら社会見学を含めた新工場の施設見学者につきましては、施設見学者数につきましては、平成26年度末に20,908人となっており、これら見学者に対しましても、間接的ではございますが、リサイクル工房の活用ピーアールを行っております。以上でございます。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

ありがとうございます。合計年7回と見事なほどに少ない状況であります。リサイクル工房の趣旨から鑑みると、これはやはり倉浜の総務課の企画やそういった広報のあり方などが弱いとしか見えないんですね。質問要旨の(2)今後の方向性について教えてください。

●新里治利議長

大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長

質問要旨(2)今後の方向性についてでございます。今後の方向性につきましては、ごみの減量、再資源化に関する活動の普及及び啓発並びに不用品の再利用等を促進していくことと共に構成市町の広報誌などを活用し、更なる周知活動を行ってまいりたいと考えております。また、粗大ごみ等の中からリユース再利用できるものを選別し、構成市町の住民に無償提供できるようなシステムを早急に構築してまいりたいと考えております。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

はい、わかりました。局長今リユースが出来るという内容というのは、おそらく浦添市がやっているリサイクルプログラムのことをいっているのではないのでしょうか。これは先進的に行っているものですね。市民に対する持ってきてもらって、無償で全部差し上げるといったようなものですね。本員は浦添市に行ってこの視察をしてきましたけど、そのような働きかけですね、倉浜自体も職員をしっかりと視察させて、こういう形で先進的な事例を積極的に活用してやっていくべきだというふうに本員は考えております。しっかりとこれは倉浜組合の努力で持って、今後も活用がしっかりと行われるように要望したいと思

ます。以上で質問は終わりたいんですけど。管理者と副管理者に本員はお伝えをしたいと思います。

前回の議会も大変な総務関係の部分が弱いと指摘をさせていただきましたけど、今後もこれは続きます。しかも、今はまだ経験されている次長がいるからまだいいものの、定年退職をした以降は、もう必ずこれが課題になると本員は指摘をさせていただきます。なので、是非、人員体制も執行体制も含めて真剣にご検討をいただきたいなということを要望させていただきます。以上です。ありがとうございました。

●新里治利議長

以上をもちまして5番議員 高橋 真議員の一般質問を終わります。

これにて日程第7 一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●新里治利議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

休憩いたします。

休憩 (午後12時40分)

再開 (午後12時41分)

●新里治利議長

再開いたします。

これにて本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成27年度第1回倉浜衛生施設組合議会定例会をこれにて閉会いたします。お疲れ様でした。

閉 会 (午後12時42分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 28 年 3 月 23 日

議 長 新里 治利

会議録署名議員 高橋 真

会議録署名議員 宮城 勝子